

# 定 款

公益財団法人 HATA

第1章 総則（法人の名称、事務所）

第2章 目的及び事業

第3章 資産及び会計（基本財産、予算決算など）

第4章 評議員（評議員の選解任、報酬など）

第5章 評議員会（評議員会の権限、決議方法など）

第6章 役員（役員を選解任、報酬など）

第7章 理事会（理事会の権限、決議方法など）

第8章 定款の変更及び解散

第9章 公告の方法

附 則（設立者など）

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人HATAと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を高知県宿毛市に置く。

2 当法人は理事会の議決により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人はワクワクと暮らし続けられる幡多の未来を実現するため、エリア・組織・世代を飛び越え協力し、まちぐるみでヒト・モノ・コト・カネ・カンドウを循環させることで、地域のチャレンジャーを増やし・支え・応援するプラットフォームをつくることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域課題の解決・改善及び地域の価値創造を行う団体・企業等（以下、「チャレンジャー」）に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業

(2) チャレンジャーに対し、助成、顕彰及び融資等を行う事業

(3) 地域課題の解決を支援するために、不動産及びその他地域資源を活用する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、チャレンジャーに対し、その経営に必要な資源を提供する事業

(5) チャレンジャー及び資源提供者に対するコンサルティング・相談・研修事業

(6) チャレンジャー及び資源提供者の交流・連絡・情報共有を行う事業

- (7) 地域課題とその解決等に関する情報収集・発信・イベント事業
  - (8) 地域課題とその解決等に関する調査研究事業
  - (9) 地域課題とその解決等に関する普及・啓発物品、寄付金付き物品及び出版等の販売事業
  - (10) ボランティア活動の普及啓発
  - (11) 寄付文化の普及啓発
  - (12) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、高知県において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、現金3百万円を、当法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第6条 当法人の目的である事業を行うために末尾に掲げる附則2（設立時拠出財産目録）に記載された財産を、当法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 当法人の評議員は、3名以上10名以内とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

（ア） 国の機関

（イ） 地方公共団体

（ウ） 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

（エ） 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

（オ） 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

（カ） 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 項第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 当法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

5 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）評議員としてふさわしくない非行があつたとき。

（3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、この定款に定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員に対しては、旅費、交通費等その職務を行うために要した費用を支払うことができる。この場合の基準については、評議員会の決議で定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) 役員報酬等並びに費用に関する基準

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定め

る定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（議決に加わることのできるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録が書面で作成されている場合には、出席した評議員及び理事は、議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上10名以内

(2) 業務執行理事1名以上10名以内

(3) 監事1名以上4名以内

2 理事のうち1名以上を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 当法人の監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問)

第30条 当法人に顧問10名以内を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

(3) 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

(4) 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任免除)

第32条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でない者に限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

（構成）

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）当法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- （4）評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- （5）規則の制定、変更及び廃止に関する事項

（招集）

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第36条 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。理事長が不在時は理事互選により議長を行う。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

(株式の議決権行使)

第41条 当法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第43条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第46条 当法人は剰余金の分配を行わない。

## 第9章 (公告方法)

第47条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

----

附則 (設立者)

1 当法人の設立者は次のとおりである。

高知県宿毛市中央3丁目1番3号

みんなでつくるまちづくり財団HATA！設立準備委員会

(設立時拠出財産目録)

2 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価格は次のとおりである。

みんなでつくるまちづくり財団HATA！設立準備委員会

現金3,000,000円

(設立時評議員)

3 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 西本 久美香

設立時評議員 山中 英作

設立時評議員 中地 シュウ

設立時評議員 山本 竜彦

設立時評議員 東 宣雄

設立時評議員 武田 真木子

設立時評議員 高濱 望

(設立時役員)

4 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 竹村 優香

設立時理事 今村 浩之

設立時理事 岡部 善仁

設立時理事 菱田 仁

設立時理事 今西 伴仁

設立時理事 浜村 真也

設立時代表理事 竹村 優香

設立時監事 丸山 陽平

(最初の事業年度)

5 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(法令の準拠)

6 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

上記は当法人の定款に相違ありません。

令和7年5月8日

公益財団法人HATA

代表理事 竹 村 優 香